

提出書類チェックリスト

(チェック欄としてご利用ください。)

●必ず提出する書類

- ① 岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 既存ブロック塀等撤去工事調書（様式第2号）
- ③ 補助対象工事に係る見積書及び見積内訳書の写し
 - ・工事を行う業者（工務店など）に作成を依頼してください。
 - ・工事を行う業者は、市で紹介ができません。
- ④ 既存ブロック塀等点検チェックリスト（様式第3号）
- ⑤ 現況写真（点検チェックリストのチェック項目がわかるもの。）
- ⑥ 位置図（接している道路、撤去するブロック塀等の位置、高さ、長さがわかるもの。）
- ⑦ 附近見取図
- ⑧ ブロック塀等の所有者であることを示す書類（下記の内のいずれか一つ）
(建物もしくは土地の登記簿謄本、建築確認済証の写し、固定資産評価証明書等)
- ⑨ 滞納無証明書（税金を完納していることがわかる証明書 手数料600円）
(⑧の固定資産評価証明書と⑨の滞納無証明書はどちらも、岡山市役所各区役所 市税事務所又は地域センター等で取得できます。)
- ⑩ 誓約書（様式第4号）

●次の書類は必要に応じて求めることができます。

- 面している道路が公道であることがわかる公図
- 申請者が所有者の相続権者であることを示す書類（戸籍謄本等）
- その他市長が必要と認めるもの

×をしている箇所は、記入しないでください。

記入例

様式第1号（第8条関係）

岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書

年 ~~月~~ 日

岡山市長 大森 雅夫 様

申請者 住所 岡山市○区△△□□

氏名 岡山 太郎

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

生年月日 昭和○○年○月○日

連絡先 090-○○○○-○○○○

岡山市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及び要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。また、暴力団員でないことを確認するため、本申請に関する個人情報を岡山県警察本部に照会することについて同意します。

なお、過去に同一の補助対象ブロック塀等で補助金の交付を受けたことはありません。

補 助 事 業	岡山市ブロック塀等撤去事業補助金		
所 有 者	住所 氏名	TEL	
概要	所在地	岡山市 区	
	規 模	道路面からの高さ m	補助対象長さ m
補助事業に 要する事業費	円	補助対象経費	円
補助金申請額	円	交付予定期限 完了予定期限	年 月 日 年 月 日
仕入れに係る消費税額の 控除対象事業者	<input type="checkbox"/> 該当する • <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない 営利事業を営んでいない方はこちら		
添 付 図 書	(1) ブロック塀等の所有者 (2) 付近見取図 (3) 位置図（撤去するブロック塀等の位置、高さ、長さがわかるもの） (4) 既存ブロック塀等撤去事業調書（様式第2号） (5) 既存ブロック塀等点検チェックリスト（様式第3号） (6) ブロック塀等の現況写真（点検チェックリストのチェック項目が わかるもの） (7) 補助対象工事に係る見積書及び見積内訳書の写し (8) 市税の完納証明書 (9) 誓約書（様式第4号）		
備 考	記入しないでください。		
担当者所見	記入しないでください。		

記入例

様式第2号（第8条関係）

既存プロック塀等撤去事業調書

申請者名：岡山 太郎

区分	撤去工事	所在地	岡山市〇〇区△△□□	補助金基礎額内訳（千円）	⑤申請者負担額 (③-④)
事業概要	①補助事業に 要する事業費 (円)	②補助対象事業費 (円)	③補助対象経費 (千円)	④補助金申請額	⑤申請者負担額 (③-④)
プロック塀等の撤去	対象長さ m $\times 9,000 \text{ 円/m}$ =	m			
合計					

記入しないでください。

①補助事業に要する事業費は、補助対象プロック塀等の撤去に要する費用とする。

②補助対象事業費は、撤去するプロック塀の対象長さに9,000円／mを乗じて得た額とする。

③補助対象経費は、①補助事業に要する事業費と②補助対象金額と補助対象経費の限度額（撤去するプロック塀の対象長さに9,000円／mを乗じて得た額）を比べて小さい方の額（千円未満切り捨て）

④補助金申請額は、③補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、限度額は15万円とする。

記入例

様式第3号（第8条関係）

■既存ブロック塀等点検チェックリスト

1. 補助対象路線

- 対象のブロック塀等がどの対象路線に該当するかを記入してください。
通学路に関してはお伝えできませんので、受付の際に確認させていただきます。
- ①緊急輸送道路
 - ②通学路
 - ③住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路

③

2. 構造別に以下の項目を点検し、1つでも点検結果に不適合項目があれば補助の対象となります。

○補強コンクリートブロック塀の場合

（不適合の場合は点検結果の欄に「×」を記入）

点検項目	点 檢 内 容	点検結果
塀の高さ	2.2m以下である。	
塀の厚さ	高さ2mを超える場合、15cm以上である。	
	高さ2m以下の場合、10cm以上である。	
控え壁	塀の長さ3.4m以内ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。（塀の高さが1.2mを超える場合）	×
基礎	コンクリートの基礎がある。	
健全性	傾き、ひび割れがなく、健全である。	×
鉄筋	塀に鉄筋が入っている。	
その他 危険個所		

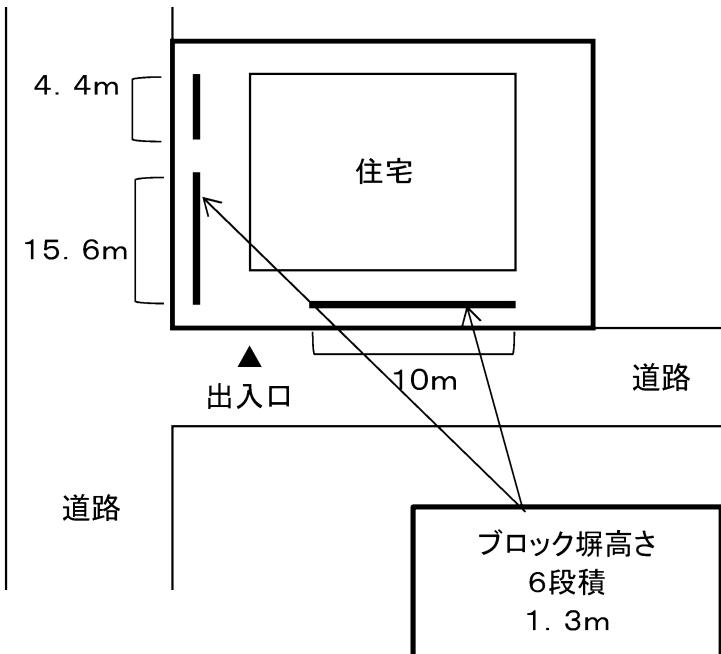
○組積造（不適合の場合は点検欄に×がつかない場合で、その他に危険個所があると思われる内容があれば、記入してください。受付の際に写真と併せて確認致します。）

点検項目	点 檢 内 容	点検結果
塀の高さ	1.2m以下である。	
塀の厚さ	壁頂までの垂直距離が1/10以上である。	
控え壁	塀の長さ4m以内ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	
基礎	コンクリートの基礎がある。	
健全性	傾き、ひび割れがなく、健全である。	
鉄筋	塀に鉄筋が入っている。	
その他 危険個所		

※点検の結果、不適合となった項目については、点検の内容がわかる写真的添付が必要です。

参考

○位置図

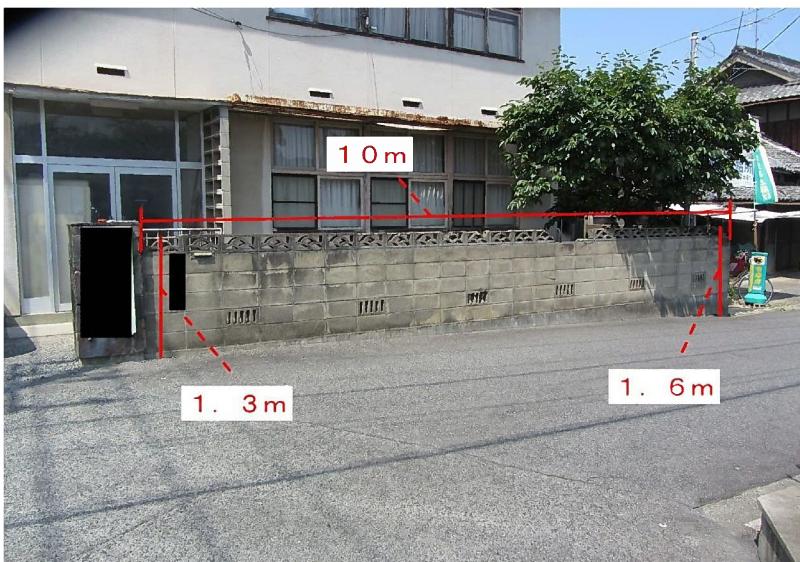


※位置図には下記の内容がわかるように標記してください。

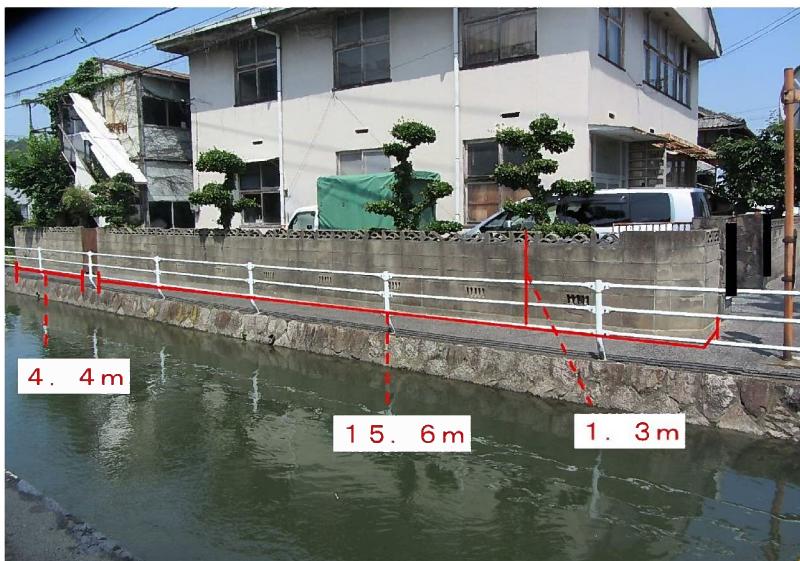
※付近見取図や現状写真に下記の必要事項を追記して、位置図と兼用しても構いません。

- ・対象となる危険なブロック塀の長さが何メートルあるか
- ・建物の出入口の位置
- ・前面の道路の位置
- ・ブロック塀等の高さ
- ・土地の用途

○現況写真



塀の全景がわかるように。
また、対象部分の高さ、
長さがわかるように記入
してください。



入口の門扉やフェンス部
分は対象の長さには含ま
れません。



危険な箇所の様子が
わかるように。



控え壁はありますか。
また、控え壁の離間
距離は3.4m以下で
すか。



危険な箇所の様子
がわかるように。

参考

- ・ブロック塀の規格寸法は短辺で200mm、長辺で400mmとなります。
- ・必要に応じてスケールをあてて長さを測った写真を添付してください。

ブロック塀等撤去補助制度 Q&A

対象路線等

Q1. 住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路は、すべての道路が対象となりますか。

A 経路となる道は、一般通行の用に供する道で、具体的には、国又は地方公共団体が管理する道及び建築基準法第42、43条に規定される道路となります。ただし、道の突き当たり、延長敷地及び山道等は対象外となります。

Q2. 通学路等の市が指定した避難道路は、どこで確認できますか。

A 避難道路には、緊急輸送道路、通路、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路があります。避難道路かどうかについては、窓口又は電話でお問い合わせください。

また、緊急輸送道路に関しては、岡山市ホームページの耐震に関するサイトで「避難路沿道建築物の耐震診断が義務化されました」より確認することができます。

(URL:<http://www.city.okayama.jp/contents/000252389.pdf>)

Q3. 避難所や避難地等の具体例を教えてください。

A 岡山市地域防災計画による指定避難所、福祉避難所、協定による避難所、津波避難ビル、その他避難所及び広域避難場所、地区別避難地候補場所を指します。具体例としては、学校や公民館、コミュニティハウス、公園等があります。

また、岡山市ホームページに掲載している「危機管理室からの防災情報」や、「岡山市防災情報マップ」でも、確認することができます。

(URL: <http://www.city.okayama.jp/soumu/bousai/index.html>)

対象者・対象工事

Q1 補助の対象となるのは誰か。

A ブロック塀等の所有者(個人、法人、マンション管理組合の長他)が対象となります。また、所有者が複数いる場合は、関係権利者の同意の上、代表者で申請してください。

Q2 申請すれば、全て補助対象となるか。

A 申請関係書類を提出後、書類審査を行い、危険なブロック塀等と確認できれば、対象となります。

Q3 隣地境界線に存する危険なブロック塀があるが、補助対象となるか。

A 避難道路に面しているものが対象となりますので、補助対象とはなりません。

Q4 他の補助制度と併用して撤去を行う場合は補助対象となるか。

A 一つの事業に対して、複数の補助を併用することはできません。

Q5 原則、全てを撤去とありますが、どこまで撤去すればよいのか。

A 撤去対象となる危険なブロック塀等とは、原則全て撤去ですが、基礎部分の撤去の要否については問いません。

Q6 ブロック塀の部分的な撤去も補助の対象となるか。

A 対象となる危険なブロック塀等の撤去範囲については、別紙参考図を参照ください。

Q7 ブロック塀等がモルタル等で仕上げしている場合も対象になりますか。

A 申請時に、対象となるブロック塀等であることがわかる写真を提出してください。写真がない場合でも、申請は可能ですが、完了時に撤去状況写真等で確認します。確認できない場合は、補助対象外となり取下げとなりますのでご注意ください。

Q8 すでに業者と契約しているもの、撤去しているものも対象となりますか。

A 業者との契約は、書類審査を終え、交付決定後になります。また、既に撤去したもの、本人で撤去したものは対象となりません。

Q9 業者の選定は誰が行うか。

A 市では業者の紹介等は行っていませんので、申請者の方で業者選定を行ってください。

補助金額

Q1 補助金はいつ受け取ることができますか。

A 申請から交付決定まで約2~3週間、また工事完了後、実績報告書の提出から補助金振り込みまでは、最低1ヶ月は要します。詳細は、別紙「ブロック塀等撤去事業補助の流れ(概略)」を参照ください。

Q2 市から直接業者へ補助金の支払いはできますか。

A 補助金の交付は申請者に対して行いますので、業者へは交付できません。

申請手続き

Q1 事前相談、申請手続きは、どこで行っていますか。

A 本庁舎6階の建築指導課のみで、各区役所では行っていません。また、郵送による申請は原則受付しておりませんので、直接窓口で申請してください。

Q2 申請用紙はどこで入手できますか。

A 建築指導課の窓口又は岡山市のホームページより入手が可能です。また、お問い合わせにより申請書類の郵送も可能です。

Q3 募集期間が過ぎてからの申請は可能ですか。

A 原則、募集期間内での申請となります。また、予算がなくなり次第終了となりますので、申請状況等については、その都度、お問い合わせください。

Q4 現況写真は、どのように撮影すればよろしいでしょうか。また、何枚程度必要ですか。

A 現況写真は、以下のものをご用意ください。

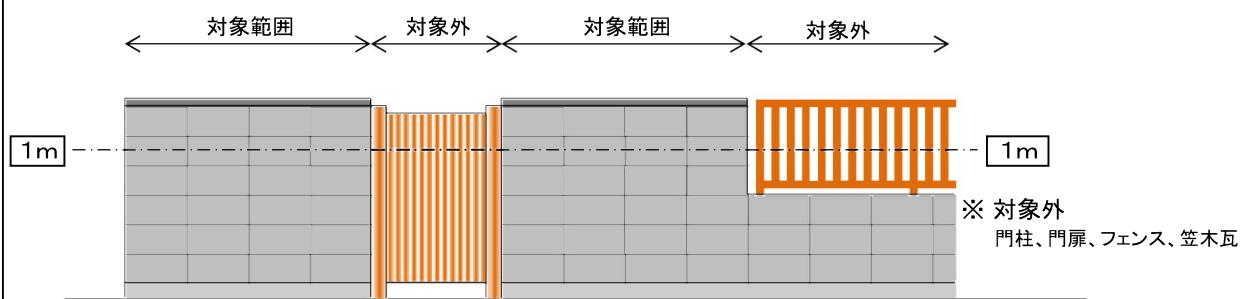
- ① 道路側及び敷地内側から撮影した全景写真
 - ② 対象ブロック塀等の高さ、長さ(水平距離)が確認できる写真
 - ③ 点検チェックリスト(様式第3号)の不適合項目が確認できる写真
 - ④ 道路勾配がある場合は、始点、終点の高さが確認できる写真
 - ⑤ 道路境界線からブロック塀等までの距離が確認できる写真
- ①から③は、申請時に必ず提出してください。また、④、⑤のように現場の状況により追加の写真が必要となる場合があります。寸法測定例については、別紙参考図を参照ください。枚数は問いません。

Q5 見積書の記載に関する注意事項を教えてください。

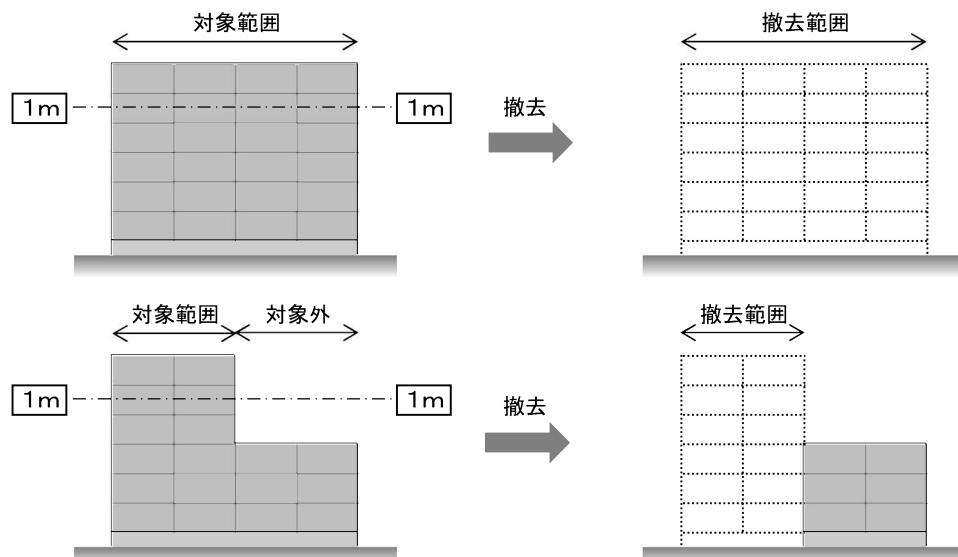
A 対象となる工事の見積書を作成してもらってください。対象外となる工事を含む場合は、対象部分と対象外部分を分けてください。また、見積依頼者と申請者は同一としてください。

■ 参考図

対象範囲例

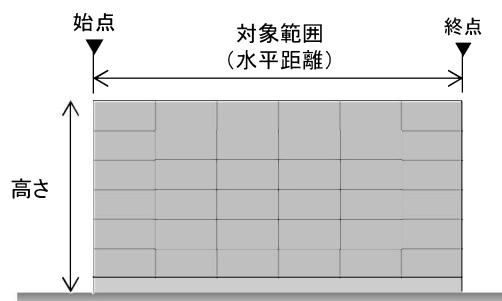


撤去範囲例

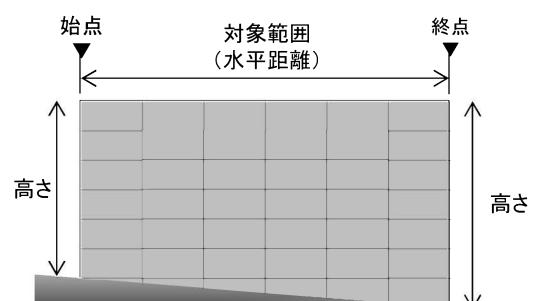


寸法測定期

前面道路(高低差なし)

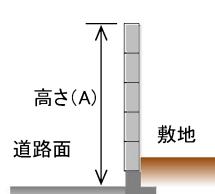


前面道路(高低差あり)

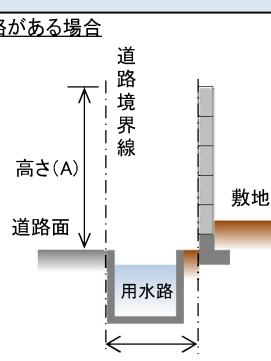


高さ測定期

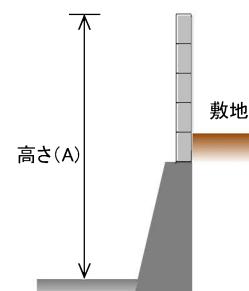
通常



用水路がある場合



擁壁(石積含む)がある場合



※ 拥壁上のブロック塀等が、1段の場合は除く。